

JALCA（客室乗務員）マタニティハラスメント裁判要請署名

安心して妊娠・出産し働き続けられる職場を求めて

平成27年（ワ）第16534号

賃金等請求事件

東京地方裁判所 民事第11部 御中

年 月 日

2015年6月16日、日本航空キャビンクルーユニオン（CCU）の組合員が、妊娠による一方的な休職発令（無給）は違法であるとし、日本航空に対し休職発令の無効と休職期間中の賃金補償および慰謝料を求めて提訴しました。

日本航空の客室乗務員は妊娠を確認された場合には、母性保護の観点から乗務資格が停止され乗務継続が出来ません。乗務の代わりに軽易業務として、1981年から産前地上勤務制度が運用され全員が就労できていました。しかし、現在は「会社が認める場合に限る」として、ほとんどの人が就労できなくなりました。妊娠中に働きたいのに働けず無給の生活を余儀なくされるのは、妊娠中の不利益、マタニティハラスメント以外の何ものでもありません。

安倍政権は「女性が活躍する社会を目指す」として、2016年4月から女性活躍推進法が施行されました。そして日本航空は2年連続でなでしこ銘柄を取得し、「女性が活躍する企業」の代表として誇っていますが、約5000人の客室乗務員のほとんどが女性である職場にも関わらず、妊娠中に就業できる枠はわずかしかなく、妊娠中は、無給を強いられているのが実態です。

日本航空の産前地上勤務制度が、「会社が認める場合に限る」という条項を外し、希望者全員が就労できる制度となるよう、貴裁判所におかれましては、速やかに休職発令の無効とする判決を下されますよう要請いたします。

氏名	住所

(送付先)

未来の飛んでるママを支える会 (JALCA マタハラ裁判事務局)

〒144-0041 東京都大田区羽田空港3-3-2第1旅客ターミナル1F tel 03-5756-0888

日本航空キャビンクルーユニオン

(取り扱い団体)

--